

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（最低保証額） 第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された自治振興課の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を加えた額とする。</p> <p>別表（第3条関係） 1～3 略 4 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費 5～32 略</p>	<p>（最低保証額） 第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された地域自立戦略課の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。</p> <p>別表（第3条関係） 1～3 略 4 県内農山漁村と県外都市部の住民の交流を通じ、<u>将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する活動に要する経費</u> 5～32 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する市町村交付金について適用し、施行日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。